

報告第 18 号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成17年4月18日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和7年3月19日

うるま市長 中村 正人



示 談 書

事故発生日時	令和06 年 07 月 09 日 午前・午後 09 時 40 分頃		
事故発生場所	うるま市兼箇段 [REDACTED]		
事故発生状況	上記日時場所において 出会頭の衝突・追突・正面衝突 により事故が発生した。 その他()		
	当事者氏名	運転者氏名	登録番号
当事者甲	うるま市	[REDACTED]	沖縄400ち3386
当事者乙	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

示 談 内 容

1. 甲は乙の人身損害賠償金として金629,206円の支払い義務があることを確認する。
2. 甲は乙の令和6年12月3日迄の治療費293,086円を医療機関へ支払う。
3. 甲は乙に対し、乙の慰謝料、その他一切の賠償金として金336,120円を支払う。

支 払 方 法

受取人の指定	受取人		
(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 336,120円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 [REDACTED]	フリガナ [REDACTED] 口座名義 [REDACTED] 店番号 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]	
(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 [REDACTED] TEL [REDACTED]	銀行 信金 農協 支店 支所 フリガナ [REDACTED] 口座名義 [REDACTED] 普通・当座・貯蓄 店番号 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]	
(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 [REDACTED] TEL [REDACTED]	銀行 信金 農協 支店 支所 フリガナ [REDACTED] 口座名義 [REDACTED] 普通・当座・貯蓄 店番号 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]	

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

示談日 7 年 3 月 19 日

当事者 甲 住所 うるま市みどり町一丁目1番1号
 氏名 うるま市長 中村正人 印
 運転者 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]
 当事者 乙 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]
 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 印

公用車事故報告書

決裁欄	教育長	社会教育部長	教委			所属(社会教育部)		
			課長	係長	係員	参事	課長	係長
車両登録番号		沖縄400ち3386				車種等		ニッサン キャラバン (小型貨物)
発生日時		令和6年7月 9日(火曜日) 午前9時40分						
発生場所		うるま市兼箇段						
同乗者		有(氏名) ・ 無						
(事故の状況) 本市会計年度任用職員が市道(平良川・赤道線)を西向けに走行中、赤信号を認識していたが、交差点に減速しながら侵入してしまい、具志川中学校方面から直進中の相手車両の右側面後方へ衝突した。 衝突後、相手車両、公用車ともに停止。公用車は安全のために交差点近くの空き地へ移動させた。また、事故の目撃者により警察への通報がなされた。公用車は右側ヘッドライトカバー及びその周辺を破損。相手車両は右側後方を破損した。相手は足や首の痛み等により救急車で搬送された。なお、相手車両に同乗者はいなかった。本市会計年度任用職員に怪我はなかったが、事故当日は外気温が高く、熱中症のような症状がみられた為、他の職員とともに医療機関を受診し点滴による治療を受けた。								
(事故状況略図)								
上記のとおり相違ありません。 令和6年 7月 12日 運転者 所属 氏名								

注 本様式には、附表を添付すること。

備考 決裁欄は、教育委員会の場合、適宜変更すること。

報告第 19 号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成17年4月18日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和7年4月21日

うるま市長 中村 正人



示 談 書 (物件損害)

事故発生日時	令和07 年 01 月 20 日 午前・午後 03 時 45 分頃		
事故発生場所	与那城小学校 職員駐車場		
事故発生状況	上記日時場所において 出合頭の衝突・追突・正面衝突 により事故が発生した。 その他(接触)		
	当事者氏名	運転者氏名	登録番号
当事者甲	うるま市		沖縄400ち3386
当事者乙		駐車中	

事故当事者		甲		乙	
損 害 額		①金	円	②金	305,108 円
事故の責任割合		③	100 %	④	0 %
示 談 内 容	甲 ・ 乙 責 任 額	⑤甲は乙の損害の内 金 305,108 円を負担する。 (②×③)		⑥乙は甲の損害の内 金 円を負担する。 (①×④)	
	決済方法	① 甲は乙に上記自己責任額⑤を支払い、乙は甲に自己責任額⑥を支払う。 2. 甲・乙各自負担額を相殺し（甲・乙）が（乙・甲）に対し、金 円を支払う。 3. 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。（自損自弁） 4. その他（ ）			

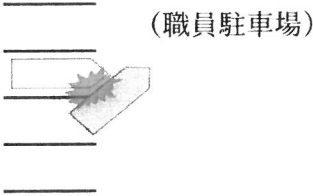
支 払 方 法	受取人の指定	受取人		
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 231,608 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住 所		
		氏 名		
		フリガナ		
支 払 方 法	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 73,500 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住 所		
		氏 名		
		フリガナ		
		口座名義		
支 払 方 法	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住 所 〒	TEL	銀行 支店 信金 支所 農協
		氏 名		
		フリガナ		
		口座名義		
支 払 方 法	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住 所 〒	TEL	銀行 支店 信金 支所 農協
		氏 名		
		フリガナ		
		口座名義		
支 払 方 法	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住 所 〒	TEL	銀行 支店 信金 支所 農協
		氏 名		
		フリガナ		
		口座名義		

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

示談日 7 年 4 月 21 日

当事者 甲 住所 うるま市みどり町一丁目1番1号
氏名 うるま市長 中村正人
運転者 住所
氏名
当事者 乙 住所
氏名
運転者 住所
氏名

公用車事故報告書

決 裁 欄	教育長	社会教育 部部長	社会教育部 [redacted]			所属(社会教育部 [redacted])		
			課長	係長	課員	参事	課長	係長
	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	[redacted]	[redacted]	[redacted]			車両管理課(部 課)		
			課長	係長	課員	課長	係長	課員
		[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
車両登録番号	沖縄400ち3386			車種等		ニッサン キャラバン(小型貨物)		
発 生 日 時	令和7年1月20日(月曜日)午後3時45分							
発 生 場 所	うるま市与那城屋慶名468番地29(与那城小学校内 職員駐車場)							
同 乗 者	有(氏名) ・ (無)							
(事故の状況) 与那城小学校職員駐車場に駐車している状況から、公用車を発進(左折)させ、左隣に駐車していた車両を巻き込み、接触させた。接触後公用車をもとの駐車していた状態に戻し、警察へ連絡。相手車両の運転手は[redacted]で校内にいた為、警察到着後相手方に声をかけ現場確認及び事故処理を行った。 当事故におけるけが人はなく、相手車両のフロントバンパー周り(運転席側)、公用車のリアドア(左側)が損傷した。								
(事故状況略図) 								
上記のとおり相違ありません。 令和7年 1月 24日 運転者 所属 [redacted] 氏名 [redacted] [redacted]								

注 本様式には、附表を添付すること。
備考 決裁欄は、教育委員会の場合、適宜変更すること。

報告第20号

専決処分の報告について(怪我費用請求調停事件の損害賠償額を定め和解すること)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月9日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成17年4月18日議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

怪我費用請求調停事件の損害賠償額を定め和解することについて

1 申 立 人



2 損害賠償額 300,000円

3 事案の概要

■は、令和6年7月28日午後8時20分頃、うるま市石川石崎2丁目8番の歩道を歩行中、当該歩道に露出していたパイプに躓き転倒し、負傷した。そこで■は、本市に当該負傷に係る治療費、休業損害及び慰謝料を請求するため、沖縄簡易裁判所に対し調停（民事調停法（昭和26年法律第22号）第2条）を申し立てた。

4 和解条項

別紙「和解条項」のとおり

令和7年5月12日

うるま市長 中村 正人



理 由

怪我費用請求調停事件について損害賠償額を定め和解を成立させたいので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

別紙

和 解 条 項

うるま市（以下「甲」という。）及び[REDACTED]（以下「乙」という。）は、令和6年（ノ）第53号怪我費用請求調停事件に関し、次のとおり和解した。

（本件事故）

乙は、令和6年7月28日午後8時20分頃、甲が管理するうるま市石川石崎2丁目8番の歩道に露出していた水道パイプに躓き転倒し、負傷した。これにより乙は通院及び休業することとなり、損害を被った。

第1条 甲及び乙は、本件事故に関し、次の事項を確認する。

（1） 乙が被った損害（合計額57万812円）はアからウに掲げるものであること。

ア 通院費 5540円

イ 休業損害 28万5272円

ウ 慰謝料 28万円

（2） 本件事故の過失割合は、甲が6割であり、乙が4割であること。

2 乙は、乙が甲に対して有する損害賠償請求金34万2487円のうち、4万2487円を免除する。

第2条 甲は、前条による免除等の結果、本件事故に係る損害賠償債務として金30万円の支払義務があることを確認する。

第3条 甲は、前条の金員を、令和7年7月末日限り、乙が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

第4条 甲及び乙は、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5条 調停費用は、甲乙各自の負担とする。

以上

【事故現場図】

